

室蘭工業大学における研究費の不正使用防止計画（第2次）

平成23年10月 3日学長伺定

室蘭工業大学（以下、「本学」という。）において研究費の適正な使用を徹底し、不正使用の発生を防止するため、次のとおり不正使用防止計画（第2次）を策定する。

1. 研究費の不正使用防止に向けた管理・運営体制の整備等

(1) 管理・運営体制の公表

本学における公的研究費の管理運営体制をホームページで学内外に公表する。

(2) 職務権限の明確化

本学の公的研究費における役職員等の権限及び責任について明確にする。

2. 不正使用防止に向けた項目等

(1) 物品検収の確実な実施

本学に納入されるすべての物品について、契約室職員が納品書との照合を行う。

なお、納入業者（宅配便、夜間、緊急時など）が直接研究者へ納品する場合には、後日、契約室職員が物品検収を行うこととする。物品検収の事務の流れについては、学内関係者及び納入業者に対して周知徹底を図ることとする。

(2) 旅行の事実確認

出張者が出張報告書を作成するにあたり、用務内容によって次の手続を行うこととする。

① 研究打ち合わせ等の用務の場合は、出張報告書に打ち合わせの相手方の所属・氏名を記述すること。

② 学会出席等の用務の場合は、大会要旨や当日配布された資料の一部を添付すること。

(3) 謝金・給与の作業実施状況の事実確認

作業実施状況の確認は、必ず役職員等（出張等で不在の場合は、確認できる他の役職員等）が行うこと。

(4) 寄附金を受入れたときの取扱い

役職員等が、奨学寄附金を受入れたときは、当該奨学寄附金を本学に寄附すること。

(5) 研究者によるルールへの遵守

競争的資金等に採択された役職員等から、関係ルールを遵守する旨の誓約書の提出を求める。

(6) 内部監査体制の強化

① 研究費の適正な事務処理の執行を行うために、監査室及び経理担当者による内部監査を定期的に行うこととする。特に競争的資金等の受入金額の多い研究室の取引記録の監査を集中的に実施する。また、旅行や謝金において実態の伴わないものに対する経理・執行がなされることがないように、重点的かつ厳密な点検を実施する。

② 監査報告結果は、毎年度取りまとめ、必要に応じて学内に周知を図るとともに、問題点を認識した場合は、迅速に必要な措置を行う。

③ 監査室は不正発生要因や監査の重点項目について、監事及び会計監査人と意見交換を行い、効率的、多面的な監査を実施する。

(7) 内部牽制体制の徹底

上記項目等の他、説明会等において役職員等に周知することにより、一層の内部牽制体制の徹底を図る。

(8) コンプライアンス（法令遵守）の徹底

不正使用を行った場合にはペナルティが科せられること等についてホームページ等で周知することにより、法令遵守の徹底に努める。

3. 不正使用防止計画の見直し

今後不正な使用を発生させる要因の把握とその分析を進めるとともに、文部科学省などからの情報提供を参考にしつつ、不断の見直しを続けるものとする。

区分	不正を発生させる要因・事例	不正使用防止計画
責任体系の明確化	公的研究費の管理・運営体制に関して周知不足により、経費の管理・執行の責任が不明確	公的研究費の管理・運営体制を学内外に公表し、周知活動を行う。責任者の交代時においては、十分な引継を行う。
	人事異動や時間の経過により責任者の認識が不足	
適正な運営・管理の基盤となる環境の整備	行動規範の理解不足、研究費使用ルールの誤った運用	行動規範や研究費使用ルールなどの周知活動を行う。使用ルールについては設置された相談窓口を利用してもらい、誤った運用を防止する。
	コンプライアンス（法令遵守）に対する意識不足	研究者に対し関係ルールを遵守する旨の誓約書を提出させる。不正使用を行った場合はペナルティが科せられること等を周知することにより、法令遵守の意識向上を図る。
研究費の適正な運営・管理活動	年度末に集中する予算執行	競争的資金等の採択時に執行時期について注意喚起するなどして計画的な執行を促す。繰越制度など対応可能な制度について周知する。
	学内事務手続が複雑であることによる不適切な使用	学内事務手続について、ホームページ等で周知活動を行う。
	物品購入において、架空発注による預け金等の不正流用	原則、会計事務担当職員が発注を行い、会計事務担当職員が検収を行う。
	旅費支給において、出張申請書、出張報告書等の用務内容が形式的	学会参加等は、用務の根拠書類の提出、打合せ用務の場合には、相手方の所属・氏名等を明記させる。
	謝金・給与に関するルールが理解されていない。	謝金・給与に関するルールの周知活動を行う。
情報の伝達を確保する体制の確立	不正使用情報の通報窓口が不明確	通報窓口をホームページで学内外に公表し、周知活動を行う。
	不正使用を発見した者が不利益を受けることを恐れて告発を躊躇	通報窓口や通報者の保護体制について、周知に努める。
モニタリングの充実	モニタリングが機能せず、類似事例の多発	監査報告書の取りまとめ結果について、学内で周知活動を行う。
	新たなリスクの発生等に対する、現行管理・監査体制の不備	監事及び会計監査人と意見交換を行い、管理・監査体制の効率化、適正化を図る。